

公募に関するQ&A

2024年1月19日

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発構想	1-1	1.(3)事業の内容	設定された中間目標を達成できない場合、事業途中で打ち切りとなるのか。	中間目標未達であった場合も、必ずしも直ちに事業打ち切りとなるわけではありません。NEDOやPD/PO等において対応を協議します。なお、事業継続との判断となった場合、実施計画の見直し等を行う可能性があります。
	1-2	3.(1)研究開発成果の取扱い	研究開発成果にバックグラウンド知的財産権が含まれる場合、無条件に利活用を認める必要があるのか。	知的財産権の利活用については、NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針に基づき、実施者間で協議いただくため、無条件で利活用を認める必要はありません。ただし、研究開発成果の利用につなげていくため、バックグラウンド知的財産権も含めた知的財産権の利活用が円滑に進むよう実施者間で検討いただくこととなります。
2. 公募要領	2-1	2.(3)事業内容	シーズ寄りや原理検証を含めた改良など、早期段階の研究についても提案が可能か。	早期段階の研究を含む提案を否定しませんが、研究開発構想で定められた目標やスケジュール等を踏まえた提案をお願いします。なお、当該事業については、研究開発構想で定められた研究開発項目①のすべてを実施するための提案を必要としているため（複数者の分担による連名提案可）、一部の項目のみに対する提案は受け付けておりません。
	2-2	2.(4)事業期間	図の「研究開発のスケジュール」に記載されたとおりのスケジュールでなければ提案できないのか。	仮に、本研究開発項目の実施が、本計画よりも前倒しで実施が可能な提案があるのであれば、そのような提案を行うことも可能です。
	2-4	2.(4)事業期間	事業期間中に途中から参画することは可能か。	現時点では、当初に提案がなかった実施者の途中からの参画は想定していません。なお、仮に、NEDO等が事業期間中に実施者の追加が必要と判断した場合にあっては、原則、公募・審査により実施者の選定を行います。
	2-6	2.(4) 事業期間	当初の契約期間は2024年度の1年間（研究開発項目①まで）としているが、提案時点において研究開発項目②以降分の計画や予算を詳細に検討することが難しい場合、どの程度の精度が求められるか。	提案における事業期間全体の計画が審査の対象となるため、研究開発項目②以降分についても、可能な限り詳細まで精査した計画をもって提案してください。
	2-9	2.(5) 事業概要；予算	採択件数および金額の目安が決まっているか。	現時点では決定していません。応募状況や提案内容を踏まえた審査の結果、研究開発構想で定められた事業の予算の範囲内で決定します。
	2-10	2.(6)制度の推進体制	PDもしくはPOは、具体的にどのような役割を担うのか。	「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」に基づき、研究開発課題の採択・進捗管理・評価の指揮・監督等を行います。
	2-11	3.応募要件	事業期間中において実施者側の体制変更は可能か。	所定の手続きを行うことで体制変更することも可能です。変更の内容により手続きが異なります。また、事業目的達成の観点から、変更の内容によっては認められないこともあります。
	2-12	3.応募要件	個人事業主でも応募は可能か。	応募できません。法人格を有することが条件となります。
	2-13	3.応募要件	製造業の場合、資本金が3億円を超過している場合でも従業員が300人以下であれば中小企業に該当するのか。	中小企業基本法における定義に基づき、従業員の基準を満たしているため、該当します。
	2-14	3.応募要件	過去にNEDO事業に採択されたことがあるが、応募は可能か。	提案内容が異なるものであれば応募できます。
	2-15	3.応募要件	上場企業は応募できないのか。	応募できます。上場しているか否かは応募要件としておりません。
	2-16	3.応募要件	研究代表者は企業、アカデミアどちらでも良いのか。	企業、アカデミアいずれも可能です。
	2-17	3.応募要件	他のNEDOのプロジェクトに採択が内定している場合は、応募できないのか。	応募は可能ですが、重複排除の観点から、同一の研究開発テーマに対して受託することはできません。異なる研究開発テーマの場合、双方の事業を実施できる体制を有しているかも含めて審査されます。
	2-18	3.応募要件	大学単独での全体提案が困難な場合、企業と連携・分担する計画として連名提案することはできるか。	可能です。
	2-19	3.応募要件	主たる研究分担者には誰が該当するか。	再委託先・共同実施先等において、研究開発課題の実施にあたり主たる役割を担う研究者が該当します。
2-20	4.(4)提案書類	研究開発課題の実施責任者（研究代表者）には誰が該当するのか。	NEDOにおいては、提案者の研究開発責任者が該当します（再委託先は除きます）。	
2-21	4.(4)提案書類	事業途中で複数企業の共同出資により会社を設立し、その会社が本事業を実施していくことは可能か。	所定の手続により、事業目的達成の観点からNEDOが認めた場合は、可能です。	
2-22	4.(4)提案書類	企業を代表とするコンソーシアムに大学が参画する場合、再委託と共同提案のどちらを選ぶべきか。	どちらの形態も可能ですので、計画に即した妥当な形を検討の上で提案してください。	
2-23	4.(4)提案書類	共同提案者（大学含む）から再委託することは可能か。	可能です。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんので、ご注意ください。	

	2-24	4.(4) 提出書類：国内外企業と連携している事を示す資料	国外の企業と共同研究を行っている場合の提出書類について既定のフォーマットは有るか。	特に既定のフォーマットは設けておりませんので、客観的に内容が判る説明資料の提出をお願いします。
	2-25	4.(4) 提出書類：その他の研究費の応募・受け入れ状況（詳細は別添7）	提出資料（別添7その他の研究費の応募・受け入れ状況）の対象について、研究の代表者だけで良いか。研究者全員分が必要か。	研究者全員分ではなく、各法人における研究開発責任者の分を提出ください。再委託先、共同実施先も含まれます。
	2-26	4.(4) 提出書類：その他の研究費の応募・受け入れ状況（詳細は別添7）	公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費の状況を記入とは具体的にどういったものか。	競争的研究費（※）を除き、公的資金や民間資金による研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等の個別の研究内容に対して配分されるもの）全てについて記載してください。 ※内閣府 競争的研究費制度 ( <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/">https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/</a> )
	2-27	4.(4) 提出書類：財務諸表	創業3年未満もしくは休業中で3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、応募できないのか。	応募可能です。3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、0～2年分の決算報告書及び納税証明書に加えて、合計残高試算表、資金計画（融資、出資、営業収益、設備投資などの計画）などを提出してください。
	2-28	4.(4) 提出書類：財務諸表	財務諸表について、決算期の関係で今年度の決算報告書をまだ作成していない場合、どうすればよいでしょうか。	既に作成されている最新の決算報告書を含め直近3期分を提出してください。
	2-29	4.(4) 提出書類：事業報告	事業報告書と財務諸表をHPで公開しているが、提出に代えてそのURLを記載することでもよいか。	URLの記載を代替として受け付けます。
	2-30	4.(4) 提出書類：財務諸表	連名提案を行う場合、代表提案者か共同実施者かによらず全提案者の財務諸表の提出が必要か。	全提案者の分を提出してください。
	2-31	4.(4) 提出書類：財務諸表	事業報告書の作成をしていないがどのような資料を提出すればよいか。	会社法に基づき作成されている事業報告書を指していますが、作成されていない場合は、それに準じた内容の資料を作成して提出してください。
	2-32	4.(4) 提出書類：財務諸表	貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、キャッシュフロー計算書(C/F)の提出につて、C/Fがない場合はどうすればよいか。	キャッシュフロー計算書(C/F)がない場合は、それに準じた内容の資料を作成して提出してください。
	2-33	4.(4) 提出書類：契約書(案)に疑義がある場合その内容を示す文書	契約書（案）に疑義がある場合の提出書類について、代替案とする契約書全体の添付等が必要か。	疑義の内容を示す文書を提出してください（代替案とする契約書自体の添付は不要）。なお、疑義がない場合については資料提出は不要です。提案書類別添1の「6. 契約等に関する合意」で疑義がないことを記載してください。
	2-34	6.(1) 審査の方法について	面接審査において、提案書のほか面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査においては、提案書の内容を説明いただきます。提案書のほか適宜補足説明資料を用いることも可能とする予定ですが、詳細は面接審査の実施に先立ち別途ご連絡いたします。
	2-35	7.(9) NEDO事業遂行上に係る安全管理措置の確認票（詳細は別添6）	別添6. のうち「Ⅲ. 本事業で求められる安全管理措置」においては、措置状況で「措置済み」「今後において対応」との区分があるが、契約締結時までにはすべて措置済みとなっている必要があるか。	必ずしも契約締結時にすべて措置済みになっていることを求めるものではありません。確認票において「今後において対応」と記載した内容及び採択条件が付された場合には、事業実施中に措置を講じていただくこととなる場合もあります。なお、措置に係る費用は直接費として計上可能です。
	2-36	7.(12) データマネジメント	"委託者指定データがない場合"とは。	受託者が本事業の実施により取得したデータをNEDOで管理しない場合を指します。本事業では受託者が取得したデータをNEDOで利活用することを想定していないため、「委託者指定データがない場合」が適用されます。
	2-37	7.(21) 研究開発資産の帰属・処分	プロジェクト実施期間中に資産の所有権の移転を行うことは可能か。	委託費により取得した資産の所有権はすべてNEDOに帰属するため、所有権の移転はできません。
	2-38	7.(21) 研究開発資産の帰属・処分について	事業終了後、NEDOに帰属する取得財産を実施者が買い取る必要があるか。	委託契約において、委託業務の完了後又は委託期間終了後、NEDOが提示する譲渡価格をもって有償譲渡する等の規定をします。詳細は委託契約約款をご確認ください。
	2-39	4.(5) 提出にあたっての留意事項：e-Rad / 共同実施先	e-Rad上研究分担者の登録について、共同研究者全員の登録が必要か。	全員の登録は不要です。代表提案者が共同研究者も含めて各委託先及び共同実施先の代表となる研究者を登録下さい。
	2-40	指定基金協議会の設置及び運営について	協議会は誰が設置・運営するのか。	本事業における協議会は、経済産業大臣及び内閣総理大臣が設置し、経済産業省及び内閣府が事務局を担当する予定です。
	2-41	指定基金協議会の設置及び運営について	協議会における研究開発代表者の役割はどのようなものか。	経済安保推進法における「研究開発代表者」は、本事業における研究開発等を代表する者として、協議会の設置に同意いただき、協議会運営にかかる相談等に対応いただくとともに、構成員の一人として協議会に参画いただくこととなります。
3.その他	3-1	契約締結	共同で提案した場合、採択後、NEDOとは代表機関のみが契約するのか、参加企業それぞれが契約するのか。	共同提案の場合は、NEDOと参加企業それぞれが契約します。
	3-2	事業後の事業展開	事業終了後の開発製品の海外での事業展開について、経済安全保障の観点から制約があるのか。	外為法の遵守を前提として、海外での事業展開を制約する規定はありません。なお、国において今後設置される指定基金協議会の中で研究成果の取扱いについて検討がなされると理解しています。
本事業で追加				
4. 研究開発構想	4-1	2.実施方法、実施期間、評価	研究開発項目②、③の公募時期はいつ頃の予定になるのか。	研究開発項目②は研究開発項目①を進捗をみながら24年度冬頃、研究開発項目③は27年度春頃を想定しています。

	4-2	1.事業の背景、目的、内容	研究開発項目①～③のそれぞれの公募を実施することとなっているが、今回は研究開発項目①のみの公募となっていることから、研究開発項目①のみの提案としてよいか。	<p>アウトプット目標、更にはアウトカム目標達成に向けて、研究開発項目①のみならず、研究開発項目②機体開発（初期型）までを計画に盛り込んだストーリーラインの提案書を作成して応募して下さい。</p> <p>研究開発項目①の達成目標は「フィジビリティスタディーを実施し、先行事業等との整合性を図りつつ関係省庁等との協議を通してミッションを設定し、ミッションを達成するための小型無人機の目標スペックを定め、現在不足しているハードウェアの研究開発項目を明確にする。」となっております。</p> <p>これを受けて研究開発項目②では「フィジビリティスタディーで決定した研究開発項目の開発を行い定められた目標スペックから試験項目を設定し、初期型での単体試験・評価を行う。」となっております。</p> <p>上記のとおり、フィジビリティスタディーで決定された目標スペックは研究開発項目②の重要な研究開発要素となるため、これらを計画に盛り込んだ提案書の作成を御願います。</p>
	4-3	1.事業の背景、目的、内容	「研究開発項目①自律制御・分散制御ソフトウェア実装のための機体に係る技術に関するフィジビリティスタディー」にある「関係省庁等との協議」について具体的にどのように進めていくのか。	<p>まず、国内関連情報や海外動向調査を参照し具体的なミッションを作成して頂きます。本ミッションについて、経済産業省及びNEDOと調整を行いつつ主なニーズを有する関係省庁等に個別に提示し、意見聴取をした上でミッションを改定して頂くことを想定しています。</p> <p>以上を踏まえ、本研究開発構想「研究開発項目①」に記載のとおり、フィジビリティスタディーでは、関係省庁等の具体的なミッションをはじめ、先行事業や既存の小型無人機製品の解析や研究開発の動向から、ハードウェア等の要素技術の開発項目の絞り込みや費用対効果の検討した結果を基に研究開発項目を決定して頂きます。</p>
	4-4	2.実施方法、実施期間、評価	研究開発項目②、③の予算の決定時期及び予算額について教えて欲しい。	本事業の総予算は50億円のうち、研究開発項目①の1億円を減額した49億円の配分については、研究開発項目②、③の公募時に公表します。
	4-5	1.事業の背景、目的、内容	<p>先行事業の研究開発構想では以下の2つの技術が示されている。</p> <p>① 小型無人機等の自律制御・分散制御技術</p> <p>② 小型無人機等の検知技術</p> <p>本研究開発構想においては①小型無人機等の自律制御・分散制御技術の搭載を想定した研究開発内容とすることでよいか。</p>	先行事業の開発成果の取り込みを検討する場合、「①小型無人機等の自律制御・分散制御技術」のみ搭載を想定した研究開発内容とすることでよいです。
	4-6	1.事業の背景、目的、内容	国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST）が実施する「空域利用の安全性を高める複数の小型無人機等の自律制御・分散制御技術及び検知技術」に関する研究開発構想（以下、先行事業）の内容はどのように確認すればよいか。	<p>先行事業の研究開発構想や事業内容は内閣府及びJSTのホームページから御確認ください。</p> <p>内閣府（経済安全保障重要技術育成プログラム）  <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/anzaen_anshin/kprogram.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/anzaen_anshin/kprogram.html</a></p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構（K Program）  <a href="https://www.jst.go.jp/k-program/index.html">https://www.jst.go.jp/k-program/index.html</a></p>
	4-7	1.事業の背景、目的、内容	<p>先行事業の開発成果の取り込みはどのように実施すべきか。</p> <p>また、先行事業の実施者と事業の実施範囲、インターフェース部分や費用負担はどのように調整・決定するのか。実施者間で調整が付かなかった場合、どのように判断するのか。</p>	<p>先行事業の開発成果の取り込みを検討する場合、まず、NEDOがJSTに確認し先行事業の実施者を紹介致します。次にPO、事業者、各事業のFA（JST、NEDO）及び関係省庁等のうち必要な者が参加する場にて、事業の実施範囲、インターフェース部分、費用負担等を含めて、どのように先行事業の開発成果の取り込みに向けた連携が可能か協議して頂きます。</p> <p>協議の結果、自社の研究開発をスケジュールどおり進めていく上で、先行事業の開発成果の取り込みが難しいと判断する場合、最終的には先行事業とは別に開発された自律制御・分散制御技術の機能を有したソフトウェア実装を検討して頂くこととなります。</p>
	4-8	1.事業の背景、目的、内容	先行事業の開発成果を本研究開発構想に取り込む想定であったが、最終的にそれが出来なくなる場合、何らかのペナルティが課されるのか。	ペナルティを課すことはありません。まずは先行事業の実施者のソフトウェア実装を念頭にどのような開発成果の取り込みが可能かご検討頂くこととなりますが、取り込むソフトウェアはそれに限定されるものではありません。
公募説明会での質疑応答				
5. 研究開発構想	5-1	1.事業の背景、目的、内容	関係省庁等の具体的な運用想定から設定するミッション毎に機体の大きさや動力源が異なることが想定される。この場合、本研究開発構想においてはミッション毎に複数種類の機体を開発する必要があるのか。	研究開発項目①を通じて、複数の対応すべきミッションが想定された場合に、研究開発項目②以降において、ミッション毎に複数種類の機体の開発が必要となる可能性は否定しません。ただし、研究開発目標及び予算やスケジュール等を踏まえ、研究開発項目②以降の実施内容を検討いただくことになります。